

様式第6号(第17条)

## 会 議 録

会議の名称		2019年第11回春日部市農業委員会総会			
開催日時		令和元年11月22日(金)		開 会	午前10時00分
				閉 会	午前11時35分
開催場所		春日部市役所2階全員協議会室			
議長氏名		会長 齋藤 敏夫			
席 者	農業委員	( 出席人数：17人 )			
		1	川鍋 信一	11	伊藤 弘子
		2	齋藤 千松	12	横井 貞夫
		3	鈴木 宏	13	折原 みち子
		4	水口 健二	14	前島 喜一
		5	小川 利雄		
		6	高橋 公彦	16	内田 高由
		7	萩原 勝	17	小久保 静夫
		8	星野 治三郎	18	市川 大倫
				19	齋藤 敏夫
		10	山崎 勇喜		
	( 欠席人数：2人 )				
	9	渡邊 幸夫	15	小澤 治夫	
	事務局	( 出席人数：5人 )			
農業委員会事務局長 関口 信義		農業委員会事務局次長 金子 昌行			
農地振興担当主幹 藤浪 一夫		農地振興担当主査 中澤 ますみ			
農地振興担当主事 加藤 祐一					
市長部局	( 出席人数：2人 )				
	環境経済部農業振興課主幹 松島 浩		都市整備部開発調整課長 内藤 晋吾		
農地利用最適化 推進委員	鈴木 嘉一、小川 優、金重 一夫、小川 寛、根本 健美、 石井 茂、山崎 弘樹				

<p>次第及び公開、一部公開、非公開の区分</p>	<p>議案第1号農地法第3条（委員会）：公開          議案第2号農地法第4条（知事）：公開          議案第3号農地法第5条（知事）：公開          議案第4号農地法第3条買受適格者証明（委員会）          議案第5号租税特別措置法適格者証明：公開          議案第6号生産緑地法従事者証明：公開          議案第7号春日部市農用地利用集積計画の決定：公開          議案第8号農用地利用配分計画に関する意見：公開</p>								
<p>一部公開・非公開の場合はその理由</p>	<p><input type="checkbox"/> 要綱第3条第1号該当：  <input type="checkbox"/> 要綱第3条第2号該当：  <input type="checkbox"/> 要綱第3条第3号該当：  <input type="checkbox"/> 要綱第3条第4号該当：</p>								
<p>配布資料</p>	<p>次第、議案書、案内図・詳細図、農地法第3条調査書</p>								
<p>会議録の作成方法</p>	<p><input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録  <input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録  <input type="checkbox"/> 要点記録</p>								
<p>会議録署名の指定</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="453 1070 628 1146">議席番号</th> <th data-bbox="628 1070 1441 1146">委員氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="453 1146 628 1223">2</td> <td data-bbox="628 1146 1441 1223">齋藤 千松</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 1223 628 1299">3</td> <td data-bbox="628 1223 1441 1299">鈴木 宏</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 1299 628 1370">4</td> <td data-bbox="628 1299 1441 1370">水口 健二</td> </tr> </tbody> </table>	議席番号	委員氏名	2	齋藤 千松	3	鈴木 宏	4	水口 健二
議席番号	委員氏名								
2	齋藤 千松								
3	鈴木 宏								
4	水口 健二								

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議長	<p>開会（午前10時00分）</p> <p>ただ今から2019年第11回総会を開会いたします。本日、2名が欠席です。在任委員17名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第6条により総会は成立いたします。</p> <p>次に、運営委員会委員長より報告がございます。</p>
運営委員長	<p>本日の総会前の運営委員会におきまして、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 春日部市農用地利用集積計画（利用権の設定）の決定について</li> <li>(2) 春日部市農業振興審議会委員の推薦について</li> <li>(3) 農地利用最適化推進委員担当地区等の見直しについて</li> <li>(4) 春日部市農用地利用集積計画（中間管理権の設定）の決定について</li> <li>(5) 農用地利用配分計画に関する意見について</li> <li>(6) 違反転用事案報告について</li> </ol> <p>の件につきまして、協議しました。</p>
議長	<p>それでは本日の議題は、</p> <p>日程1 議案第1号「農地法第3条（委員会）」1議案6件</p> <p>日程2 議案第2号「農地法第4条（知事）」1議案1件</p> <p>日程3 議案第3号「農地法第5条（知事）」1議案5件</p> <p>日程4 議案第4号「農地法第3条買受適格者証明（委員会）」1議案2件</p> <p>日程5 議案第5号「租税特別措置法適格者証明」1議案3件</p> <p>日程6 議案第6号「生産緑地法従事者証明」1議案1件</p> <p>日程7 議案第7号「春日部市農用地利用集積計画の決定」</p> <p>日程8 議案第8号「農用地利用配分計画に関する意見」</p> <p>合計8議案となります。なお、日程1「農地法第3条（委員会）について」の申請番号56番が取下げになりました。次に、会議規則第35条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号2番齋藤千松委員、3番鈴木宏委員、4番水口健二委員を指名いたします。議事に入る前に申し上げます。発言の際は、挙手のうえ、指名されてから、起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。次に事前審査の日程及び審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては、別紙一覧でお示しのとおりです。続きまして、会議規則第10条の規定に基づき、農業委員は自己または同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、事前に一時退室をいたします。なお、退室後次の議事に入る前には、入室の確認をいたします。それでは、議事にはいります。おはかりいたします。本案につきましては、申請番号54番、55番については、議事参与の制限</p>

議長	に該当いたしますので、別に審議することに異議ございませんか。 (なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。申請番号54番について、議案に関する委員につきましては農業委員会会議規則第10条の規定により議事参与できませんので、議席番号13番折原みち子委員退室をお願いします。この際、暫時休憩いたします。 (休憩)(委員退室)
議長	休憩前に引き続き、会議を開会します。申請番号54番について、事務局より説明を求めます。
事務局	議案第1号「農地法第3条(委員会)について」、申請が6件あったので、審議を求める。議案書の1頁をご覧ください。申請番号54番について、申請理由は、経営規模の拡大です。案内図7頁、詳細図は8頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書4頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。
議長	おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求めます。次に事前審査委員より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。 (なしの声あり)
議長	異議なしと認め、申請番号54番について、担当地区の根本健美推進委員より意見を求めます。
推進委員	申請番号54番について、令和元年11月12日午前9時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。
議長	次に事前審査委員より報告を求めます。議席番号12番横井貞夫委員より申請番号54番の事前審査の報告を求めます。
委員	申請番号54番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地に関し担当地区推進委員に意見を求めたところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できたことから、事前審査委員3人で合議により許可と決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

議長	<p>(なしの声あり)</p> <p>質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号54番について、原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第1号「農地法第3条(委員会)について」申請番号54番を許可と決しました。この際、暫時休憩といたします。それでは、委員の入室をお願いします。</p> <p>(休憩)(委員入室)</p>
議長	<p>休憩前に引き続き会議を開会します。次に、申請番号55番について、議案に関する委員につきましては農業委員会会議規則第10条の規定により議事参加できませんので、議席番号16番内田高由委員退室をお願いします。この際、暫時休憩といたします。</p> <p>(休憩)(委員退室)</p>
議長	<p>休憩前に引き続き、会議を開会します。申請番号55番について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>申請番号55番について、申請理由は、経営規模の拡大です。案内図9頁、詳細図は10頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書5頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。</p>
議長	<p>次に、申請番号55番について、担当地区の山崎弘樹推進委員より意見を求めます。</p>
推進委員	<p>申請番号55番について、令和元年11月1日午前9時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。</p>
議長	<p>次に事前審査委員より報告を求めます。議席番号12番横井貞夫委員より申請番号55番の事前審査の報告を求めます。</p>
委員	<p>申請番号55番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地に関し担当地区推進委員に意見を求めたところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できたことから、事前審査委員3人で合議により許可と決しました。</p>

議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (なしの声あり)
議長	質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号55番について、原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第1号「農地法第3条(委員会)について」申請番号55番を許可と決しました。この際、暫時休憩といたします。それでは、委員の入室をお願いします。 (休憩)(委員入室)
議長	休憩前に引き続き会議を開会します。 次に、申請番号51番から53番、57番について、事務局より説明を求めます。
事務局	申請番号51番について、申請理由は、経営規模の拡大です。案内図1頁、詳細図は2頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書1頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。次に、申請番号52番について、申請理由は、贈与です。案内図3頁、詳細図は4頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書2頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。次に、申請番号53番について、申請理由は、贈与です。案内図5頁、詳細図は6頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書3頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。次に、申請番号57番について、申請理由は、経営規模の拡大です。案内図11頁、詳細図は12頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書7頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項第1号に該当いたします。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。
議長	次に、申請番号51番、52番について、担当地区の根本健美推進委員より意見を求めます。
推進委員	申請番号51番、52番について、令和元年11月12日午前9時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び担当地区内の申請人保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農

推進委員	業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。
議長	次に、申請番号53番について、担当地区の鈴木嘉一推進委員より意見を求めます。
推進委員	申請番号53番について、令和元年11月6日午前9時より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。
議長	次に、申請番号57番について、担当地区の石井茂推進委員より意見を求めます。
推進委員	申請番号57番について、令和元年11月14日午前9時より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、申請人保有農地の一部について、雑草が繁茂しており、また、他の農地は管理されておりましたが作付されておらず、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できませんでした。以上の事から問題ありとして意見を述べ報告いたします。
議長	次に事前審査委員より報告を求めます。議席番号12番横井貞夫委員より申請番号51番から53番、57番の事前審査の報告を求めます。
委員	申請番号51番から53番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地に関し担当地区推進委員に意見を求めたところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できたことから、事前審査委員4人で合議により許可と決しました。次に、申請番号57番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地に関し、担当地区推進委員の意見を求めたところ、申請人保有農地の一部について、雑草が繁茂しており、また、他の農地は管理されておりましたが作付されておらず、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できなかったとの報告がありました。そのため、事務局から代理人に指導し、申請人保有農地の現地調査等を実施したところ、雑草繁茂農地については、草が刈られていることを確認しました。しかし、他の申請人保有農地が不耕作であり、本申請で新たに農地を取得後、全てを効率的に利用し耕作

委員	を行なうことについては疑義が生じます。以上の事から、申請人に聞き取り調査等を行い今後の耕作の意思・耕作計画等を確認することが必要であり、事前審査委員4人で合議により保留とし、継続審査と決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
委員	議席番号5番小川です。申請番号53番について、質問します。譲渡人と譲受人の関係について教えてください。
事務局	譲渡人と譲受人は兄妹になります。
議長	ほかに質問はありますか。
委員	議席番号18番市川です。申請番号51番について、質問します。現在申請地の畑を耕作している人は誰ですか。
委員	現在は、譲渡人の親族である譲受人が耕作しています。
議長	ほかに質問はありますか。
	(なしの声あり)
議長	質疑等なしと認め、質疑を終結します。おはかりします。申請番号57番について、保留とし継続審査とする意見がありました。よって、57番と、51番から53番を別に審議することに異議ございませんか。
	(なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。採決にはいります。申請番号51番から53番について、原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。
	(全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第1号「農地法第3条(委員会)について」申請番号51番から53番を許可と決しました。次に、申請番号57番について、保留とし、継続審議とすることに賛成の委員の起立を求めます。
	(全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第1号「農地法第3条(委員会)について」申請番号57番を継続審議とすることといたします。次に、日程2議案第2号「農地法第4条(知事)」を議題といたします。申請番号18番について、事務局より説明を求めます。
事務局	議案第2号「農地法第4条(知事)について」、許可申請が1件あったので、審議を求めます。議案書の3頁をご覧ください。申請番号18番について、申請理由について、倉庫の追認申請です。昭和45年以前から倉庫として使用



事務局	<p>され、登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものです。昭和45年の航空写真により線引き前から非農地状態であったことの確認がとれたことから、今回の追認の申請に至ったものです。案内図は13頁、詳細図14頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。資金については、工事不要のため、資金はかかりません。申請書は整い、申請地周辺は、集团的農地が10ヘクタール未満であり、農地区分は第2種農地と考えます。</p>
議長	<p>次に、申請番号18番について、担当地区の金重一夫推進委員より意見を求めます。</p>
推進委員	<p>申請番号18番について、令和元年11月8日午前9時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、申請地については、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できましたが、申請人保有農地の一部について、駐車場が設置され、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できませんでした。以上の事から問題ありとして意見を述べ報告いたします。</p>
議長	<p>次に事前審査委員より報告を求めます。議席番号13番折原みち子委員より申請番号18番の事前審査の報告を求めます。</p>
委員	<p>申請番号18番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請人保有農地に関し担当地区推進委員に意見を求めたところ、申請人保有農地の一部について、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できなかったと報告がありました。そのため、事務局から代理人に指導し、現地を確認したところ、現在是正の途中でした。このため、埼玉県の審査にあたっては、是正が完了し保有農地の適正かつ効率的な利用を確認した後に審査することが望ましい旨の意見を付けることを条件とし、当該申請については、事前審査委員4人で合議により許可相当とすることと決しました。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいりません。申請番号18番について、許可相当とし、ただし、事前審査委員の報告のとおり意見を付することに賛成の委員の起立を求めます。</p>

議長	<p>(全員起立)</p> <p>起立全員です。よって、議案第2号「農地法第4条(知事)について」申請番号18番を許可と決しました。ただし、意見を付して県知事に送付いたします。次に、日程3議案第3号「農地法第5条(知事)」を議題といたします。申請番号67番から71番について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第3号「農地法第5条(知事)について」、許可申請が7件あったので、審議を求めます。議案書4頁をご覧ください。申請番号67番について、転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は15頁、詳細図は16頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、土地改良区発行の地区除外証明書が添付されています。接続道路は東側の道路に接続しています。隣接する農地はありません。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、水路に排水する計画です。資金計画については、融資資金として融資証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。次に、申請番号68番について、転用計画は、畑として利用するための依頼を受け、この度の農地改良工事の申請に至ったものです。改良後はハウレンソウ等を作付けする計画です。案内図は17頁、詳細図は18、19頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。工事期間は許可日から5カ月間です。農用地の利用については、適合証明書が添付されています。農地の一時転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。申請書は整っております。次に、申請番号69番について、申請人が、譲渡人から借り受けしていた土地の住宅用地の敷地拡張としての追認申請のため、この度の申請に至ったものです。案内図は21頁、詳細図22頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。資金については、自己資金として残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。次に、申請番号70番について、申請法人は看板制作業を営んでいます。転用計画は、作業効率をあげるため作業所に隣接する申請地への駐車場の移設です。案内図は23頁、詳細図は24頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。該当する土地改良区はありません。接続道路は北側、東側の道路に接続しています。隣接する農地はありません。資金計画については、自己資金として</p>

事務局	<p>残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集団的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。次に、申請番号71番について、転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は25頁、詳細図は26頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、土地改良区発行の地区除外証明書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置として農地との境界部は、コンクリートブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、水路に排水する計画です。資金計画については、融資資金として融資証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集団的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。</p>
議長	<p>次に、申請番号67番について、担当地区の石井茂推進委員より意見を求めます。</p>
推進委員	<p>申請番号67番について、令和元年11月14日午前9時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。</p>
議長	<p>次に、申請番号68番について、担当地区の小川優推進委員より意見を求めます。</p>
推進委員	<p>申請番号68番について、令和元年11月7日午前9時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。</p>
議長	<p>次に、申請番号71番について担当地区の金重一夫推進委員より意見を求めます。</p>
推進委員	<p>申請番号71番について、令和元年11月8日午前9時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な</p>

推進委員	利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。
議長	次に事前審査委員より報告を求めます。議席番号13番折原みち子委員より申請番号67番から71番の事前審査の報告を求めます。
委員	申請番号67番、68番、71番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員はお示しのとおりです。申請地及び申請人保有農地に関し担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はないと報告がありました。申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できました。よって、当該申請については、事前審査委員4人で合議により許可相当とすることと決しました。次に、申請番号69番、70番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員はお示しのとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できました。よって、当該申請については、事前審査委員4人で合議により許可相当とすることと決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
委員	議席番号18番市川です。農地法第5条申請について、譲受人の保有農地を調査する必要がある場合について教えてください。
事務局	使用貸借は権利の移動がないため、譲受人の保有農地を調査します。所有権移転や賃貸借権の場合は、権利の移動があるため、譲受人の保有農地を調査しません。
議長	ほかに質問はありますか。
	(なしの声あり)
議長	質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号67番から71番について、原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。
	(全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第3号「農地法第5条(知事)」申請番号67番から71番を許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。次に、日程4議案第4号「農地法第3条買受適格者証明(委員会)」を議題といたします。申請番号1番、2番について、事務局より説明を求めます。
事務局	議案第4号「農地法第3条買受適格証明(委員会)について」許可申請が2件あったので、審議を求めます。議案書の6頁をご覧ください。公売の対象と

事務局	<p>なっているもので、農地が含まれている場合は競売物件であっても、落札された方は農地法の規定による許可を得ることが必要となります。このため、本案件につきましては、農地法第3条の許可基準に照らし合わせ、適格証明の申請人が許可条件を満たしているか審査するものです。なお、買受適格者証明を受けた方のみが入札に参加できます。今回の申請地においては、2件の証明願いが出されたものです。申請番号1番について、申請理由は、経営規模の拡大です。公売されている農地を入札するため適格者であることを証明するものです。案内図27頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。吉川市農業委員会に調査依頼した結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。次に、申請番号2番について、申請理由は、経営規模の拡大です。公売されている農地を入札するため適格者であることを証明するものです。案内図27頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。古河市農業委員会に調査依頼した結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。</p>
議長	<p>次に議席番号16番内田高由委員より申請番号1番、2番の事前審査の報告を求めます。</p>
委員	<p>申請番号1番、2番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請人保有農地に関し農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できたことから、事前審査委員4人で合議により証明書を発行することと決しました。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p>
委員	<p>議席番号18番市川です。申請人が落札した場合は、農地法第3条の申請が必要ですか。</p>
事務局	<p>落札後、農地法第3条の申請が必要です。</p>
議長	<p>ほかに質問はありますか。 (なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号1番、2番を証明することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第4号「農地法第3条買受適格者証明(委員会)」</p>

議長	申請番号1番、2番について証明書を発行することと決しました。次に、日程5議案第5号「租税特別措置法適格者証明」を議題といたします。申請番号28番から30番について、事務局より説明を求めます。
事務局	議案第5号「租税特別措置法適格者証明について」申請が3件あったので、審議を求め。議案書7頁をご覧ください。租税特別措置法適格者証明は、申請人が租税特別措置法の適格者であることを証明するもので、新規に適用を受ける場合及び農地の相続税（贈与税）納税猶予制度を受けている方が、3年毎に引続きこの特例を受けたい旨の継続届出書を税務署に提出する際、必要な証明です。納税猶予の対象農地が適正に管理されている場合のみ証明するものです。申請番号28番について、案内図は28頁及びスクリーンをご覧ください。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明があったものです。継続申請です。申請者が経営主で年間従事日数は300日です。次に、申請番号29番について、案内図は29、30頁及びスクリーンをご覧ください。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明があったものです。継続申請です。申請者が経営主で年間従事日数は320日です。次に、申請番号30番について、案内図は31頁及びスクリーンをご覧ください。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明があったものです。継続申請です。申請者が経営主で年間従事日数は230日です。
議長	次に、申請番号28番について担当地区の鈴木嘉一推進委員より意見を求めます。
推進委員	申請番号28番について、令和元年11月6日午前9時00分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。
議長	次に、申請番号29番について担当地区の山崎弘樹推進委員より意見を求めます。
推進委員	申請番号29番について、令和元年11月1日午前9時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたし

推進委員	ます。
議長	次に、申請番号30番について担当地区の小川寛推進委員より意見を求めます。
推進委員	申請番号30番について、令和元年11月12日午前9時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。
議長	次に議席番号16番内田高由委員より申請番号28番から30番の事前審査の報告を求めます。
委員	申請番号28番から30番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員はお示しのとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ問題ないと報告を受けており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から当該申請については事前審査委員4人で合議により証明することと決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (なしの声あり)
議長	質疑等なしと認め、質疑を終結します。おはかりいたします。申請番号28番から30番を原案のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。議案第5号「租税特別措置法適格者証明について」申請番号28番から30番について証明書を発行することと決しました。次に、日程6議案第6号「生産緑地法従事者証明」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案第6号「生産緑地法従事者証明について」証明願が1件あったので、審議を求める。議案書の9頁をご覧ください。生産緑地に指定された市街化区域内の農地は、一般農地としての課税になりますが、基本的にこれを解除することができなくなり、開発行為が制限されるなどの制約を受けます。ただし、一定の事由が発生した場合に、生産緑地法の第10条の規定により市に対して買い取りの申し出をすることができるようになっています。当該議案の証明願いにつきまして、生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地の買取り申出をするため、「春日部市生産緑地に係る農業の主たる従事者につい

事務局	<p>ての証明書発行規程」に基づき「農業の主たる従事者」としての要件を満たしていることを証明するものです。申請番号6番について、第107号生産緑地地区の一部です。案内図は32頁及びスクリーンをご覧ください。申請理由は、対象者が農業従事日数70日でこれまで農業を営んでおりましたが、平成31年1月2日に死亡したことにより、申請人が、農業を続けられないため、この度の申請に至ったものです。</p>
議長	<p>次に申請番号6番について、担当地区の小川優推進委員より意見を求めます。</p>
推進委員	<p>申請番号6番について、令和元年11月7日午前9時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。</p>
議長	<p>次に議席番号16番内田高由委員より申請番号6番の事前審査の報告を求めます。</p>
委員	<p>申請番号6番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員はお示しのとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ問題ないと報告を受けており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から当該申請については事前審査委員4人で合議により証明することと決しました。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第6号「生産緑地法従事者証明」を原案のとおり決定しました。次に、日程7議案第7号「春日部市農用地利用集積計画の決定」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第7号「春日部市農用地利用集積計画の決定」について、議案書10頁をご覧ください。春日部市長より農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農地利用集積計画の案について決定を求められたため、審議を求めるものです。10月の全員協議会で説明をし、意見の聴取を依頼した結果、意見はありませんでした。</p>



議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (なしの声あり)
議長	質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第7号を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第7号「春日部市農用地利用集積計画の決定」を原案のとおり決定しました。次に、日程8議案第8号「農用地利用配分計画に関する意見」を議題といたします。議案第8号について、議案に関する委員につきましては農業委員会会議規則第10条の規定により議事参加できませんので、議席番号6番高橋公彦委員、議席番号10番山崎勇喜委員退室をお願いします。この際、暫時休憩といたします。 (休憩)(委員退室)
議長	休憩前に引き続き、会議を開会します。事務局より説明を求めます。
事務局	議案第8号「農用地利用配分計画に関する意見」について、議案書26頁をご覧ください。春日部市長より農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農業委員会に意見を求められたので、審議を求めめるものです。10月の全員協議会で説明をし、意見の聴取を依頼した結果、意見はありませんでした。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (なしの声あり)
議長	質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第8号を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立) 起立全員です。よって、議案第8号「農用地利用配分計画に関する意見」を原案のとおり決定しました。この際、暫時休憩といたします。それでは、委員の入室をお願いします。 (休憩)(委員入室)
議長	休憩前に引き続き会議を開会します。次に、日程9報告第1号「農地法第3条の3(相続等による権利移動)」日程10報告第2号「農地法第4条(届出)」日程11報告第3号「農地法第5条(届出)」日程12報告第4号「農地法第5条買受適格者証明(届出)」日程13報告第5号「農地法第18条(通知)」日程14報告第6号「違反転用事案報告」につきましては、議案書の38頁から47頁にお示しのとおりです。以上で議案は終了しました。次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。次に、その他でございますが何かありますか。 (なしの声あり)

議長

次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。以上をもちまして、2019年第11回総会を閉会いたします。なお、全員協議会を11時40分から同会場で開催いたします。閉会（午前11時35分）

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

署名者の職・氏名

議 長 会長 \_\_\_\_\_

農業委員 \_\_\_\_\_ 番

農業委員 \_\_\_\_\_ 番

農業委員 \_\_\_\_\_ 番